

第2章 ▶▶ 幼児期の学校教育・乳幼児期の保育、地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等に関する計画（抜粋）

1 確保等に関する計画策定の背景等

（1）策定の背景

平成 27 年度から施行予定の「子ども・子育て支援新制度」において、子ども・子育て支援法第 61 条に基づき市町村は「子ども・子育て支援事業計画」を作成することが義務付けられています。

このため、この計画の中で、「子ども・子育て支援事業計画」に該当する部分を、改めて、「幼児期の学校教育・乳幼児期の保育、地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等に関する計画」としてまとめました。

《子ども・子育て関連 3 法について》

子ども・子育て関連 3 法は、幼児期の学校教育・乳幼児期の保育の総合的な提供、地域の子ども・子育て支援の充実を目的として、平成 24 年 8 月に成立しました。

① 子ども・子育て支援法

幼稚園と保育所（園）で別々になっている利用手続きや公費負担の仕組み等を一本化

② 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（^{※28}認定こども園法の一部改正法等）

^{※29}幼保連携型認定こども園について、幼稚園と保育所で別々になっている認可・指導監督を一本化し、学校及び児童福祉施設として法的に位置づけ

③ 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

上記 2 つの法律の施行に伴い、児童福祉法等の関係法律を改正

（2）策定の目的

平成 27 年度以降の 5 ヶ年の、幼児期の学校教育・乳幼児期の保育及び地域子ども・子育て支援事業について、子育て中の保護者を対象に実施した、現在の利用状況及び今後の潜在的な利用希望等のニーズ調査結果をもとに、国の示す算定方法により「必要な事業量の見込み」を算出し、その需要量に対する事業の提供体制とその実施時期を明示した「確保方策（供給方法）」を記載した計画を作成し、本市の実情に応じた幼児期の学校教育・乳幼児期の保育及び地域子ども・子育て支援事業を適切に提供できる体制の充実を目指します。

④ 各年度における幼児期の学校教育・乳幼児期の保育の量の見込み（必要利用定員総数）、提供体制の確保の内容（供給方法）・実施時期

「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」による教育・保育の利用状況及び利用希望を踏まえ、教育・保育提供区域である市内での均衡のとれた教育・保育の提供が行えるよう、認定区分ごとに必要利用定員総数、提供体制の確保の内容とその実施時期を定めます。

平成27～31年度の児童数推計より利用児童数を見込んだところ、現在ある幼稚園や保育所（園）の設備を活用することで、「待機児童なし」の提供体制の確保ができるものです。

また、本市では、現在、認定こども園へ移行する幼稚園や保育所（園）がありませんが、1号認定や2号認定で幼稚園利用意向の強い保護者の子どもは公立・私立の幼稚園での受け入れを、また、2号・3号認定の子どもにつきましては、公立・民間の保育所（園）で受け入れを進め、必要な定員を確保していきます。

表4：幼児期の学校教育・乳幼児期の保育施設等の量の見込み及びその確保策・時期 (単位:人)

	27年度			28年度			
	3-5歳		0-2歳	3-5歳		0-2歳	
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
①量の見込み（必要利用定員総数）	1,207	906	704	1,151	866	706	
②確保の内容	認定子ども園、幼稚園、保育所（教育・保育施設）	1,207	906	704	1,151	866	706
	地域型保育事業						
③確保の必要量（②-①）	0	0	0	0	0	0	
④幼稚園(実数)・保育所(定員数)	1,356	1,610		1,356	1,610		
⑤見込みと定員数の差（④-①）	149	0		205	38		

29年度			30年度			31年度		
3-5歳		0-2歳	3-5歳		0-2歳	3-5歳		0-2歳
1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
1,149	864	698	1,131	851	690	1,130	850	679
1,149	864	698	1,131	851	690	1,130	850	679
0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,356	1,610		1,356	1,610		1,356	1,610	
207	48		225	69		226	81	

(5) 幼児期の学校教育・乳幼児期の保育の一体的提供

及び教育・保育の推進に関する体制の確保に関する事項

幼児期の学校教育・乳幼児期の保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者、家庭や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、教育・保育の一体的な運営の推進を図ります。

① 質の高い幼児期の学校教育・乳幼児期の保育の一体的な提供に関する事項

(認定こども園の設置数や設置時期等、普及に係る考え方など)

認定こども園は、保護者の就労等家庭の状況に関わらず、0歳児から就学前児童の一貫した質の高い学校教育・保育(子どもの遊びや生活、学びの経験)を受けられる施設とされています。

本市における認定こども園への移行については、各幼稚園や保育所(園)における地域の子ども利用状況や今後の動向の把握に努めるほか、移行への相談・支援体制を確保し適切に対応することとします。

② 幼児期の学校教育・乳幼児期の保育と小学校教育(義務教育)との円滑な接続

(幼保小連携)の取り組みに関する事項

就学前児童の発達や学びの連続性を踏まえ、幼稚園・保育所(園)、小学校の連携の充実に努めるとともに、教員、職員を対象とした研修会を実施します。

③ 幼稚園教諭・保育士等の研修の充実等による資質・能力の向上等に関する事項

子どもを主体とした教育・保育を実施するため、公開保育、研修会の内容を充実し、幼稚園教諭・保育士のスキルアップを図ります。

④ 特別な支援が必要な子どもが円滑に幼児期の学校教育・乳幼児期の保育等を

利用できるようにするための配慮に関する事項

専門機関のスタッフが幼稚園、保育所(園)を巡回し、支援が必要と考えられる子どもの集団生活の状況などを把握したうえで、個々に応じた環境整備や助言、支援員の配置への助成を行うとともに、支援員への研修を継続して実施します。

⑤ 地域子ども・子育て支援事業の推進方策に関する事項

親や子育てを支援する者が子育てに関して学ぶ機会、高校生等の次世代を担う若者の育成活動、子育てに関する相談や情報提供と子育て世帯の交流の場の提供などの充実に努めます。